

# 行為の記述・評価・説明

岡 部 勉

## 1 行為者

行為の記述・評価・説明  
(岡部)

1 以下では、行為を記述するとか評価するとか説明するといった、それ自身が行為と考えられる、日常の言語的な営みを問題にする。つまり、私たちの日常の営み・行為に関して、上のような日常の言語的な営み・行為を問題にするということである。——行為を記述する、評価する、説明するといったことを私たちは日常ごく普通にしている（自分がしていることを「記述している」とか「評価している」とか「説明している」とは言わないであろうが、実際にそういうことを私たちはしている）。そして、私たちが日常ごく普通にしている、そういうといった営み・行為というのは、「社会的、公共的な」言語的営み・行為である（だが、「言語的営み・行為である」というのは、そのすべてが言語の問題であるという意味ではない）。

今ここで、そういう営みの社会性、公共性を強調することには、どんな意味があるのか。——私たちは、行為は「外的なもの」であるが、行為の「原因」は「内的なもの」であると考える傾向がある（ここでは、行為について「何故」とか「何のために」と問うことに対してその答えとして引き合いに出されるようなものはすべて行為の「原因」と呼ぶことにする）。例えば「意図」とか「目的」とか「動機」、「感情」とか「欲望」、それに「性格」とか「人格」の類がそうであろう。そして、「徳(アレティー)」というのも「性格」と同じようなあるいは「性格」そのものであるような、何か「内的なもの」とされる。だが、そう考えることは正しいのであろうか。私が言いたいのは、これらが「外的なもの」であるということではない。これらは、行為と同じような意味で「外的なもの」であるということはないであろう。しかし、行為の方は「外

的・身体的なもの」であって、それに対して「性格」「人格」「徳」の類は「内的・心的なもの」であるとすることには何の問題もない、とは言えないようと思われる（以下では、「徳」の問題を中心に考える）。<sup>1)</sup>

「ずるさ」「不器用」「無思慮」「不節制」等は、人と行為について、評価的な文脈に於て言われる。「勇気」「正義」「親切」等もそうである。ここでは、この類のものはすべて「徳」または「惡徳」と考えることにする。——これらを「内的・心的なもの」とするのは、或る意味ではごく自然なことのように思われる。しかし、本当のところ、どういう意味でこれらは「内的・心的なもの」なのであろうか。

2 「性格」とか「人格」というのは、人が人としてどのようにあるか、人の人としての在り方、品格を言うものであろうが（辞書にはそう書いてある）、人が人としてどうあるかというようなことが行為と無関係であるとか、行為から切り離してそれとは別のところで考えることができるようなことであるとは、とても思えない。あるいは、「性格」とか「人格」ということで「その人自身」というようなことを考える場合でも、「その人自身」というのを行ふとは別のところで考へるというのは、そう考へようとする私たちの傾向は実のところ極めて強いのであるが、恐らくは誤りであろう。それは、例えば「言葉の意味」というものを「内的・心的なもの」と考へることが誤りであるのと同じようにそして恐らくは同じ程度に、誤りであると思うべきではないのか。<sup>2)</sup>

私たちは「言葉の意味」というものがよく分かっていないが、それと同じように「行為」とか「価値」というのもよく分かっていない。また、「心的なもの」とか「自分自身」「その人自身」というのも同様によく分かっていない。それというのも、こうしたことについて考へるというのが、そもそもひどく難しいことだからであろう。だが、何故ひどく難しいのか。それはよく分からぬが、私たちはこうしたことに関しては、自然に間違った方向に行くように生まれついているというようなことがあるのかも知れない。

3 ところで、行為者の評価という問題を行為の評価という問題から切り離し

て考えることはできないと思われる。と言うよりは、行為者を評価するというのは行為を評価するということがあってはじめて問題になることである、と言うべきではないか。少なくとも、「行為者中心か行為中心か」というような問題の立て方は、適切とは言えないと思われる。——「勇気ある」人というのは、もちろん「勇気ある」行為をする人のことである。その人は「勇気ある」行為をすることに於て（「勇気ある」行為をする限りで）「勇気ある」人であり、それ以外ではあり得ない。そして、その人にその「勇気ある」行為をさせるものは、その人の「勇気」であるが、それが何であるかということは今は問わないことにしよう。むしろ今問題にすべきは、私たちはそれを「内的・心的なもの」と考える傾向があるが、それは何故かということである。単純に、それが「自然なこと」だからであろうか。

他方で、私たちは行為と行為者を修飾限定する副詞の用法に関して、概して不分明である傾向があるように思われる。そしてそのことは、私たちが「勇気」その他を「内的・心的なもの」とする傾向があるということと、全く無関係であるということはないと思われる。いずれにしても、副詞の用法を考察するということは、「行為の記述と評価と説明」という問題に接近するための一つの有効な手段であると言えよう。——副詞の用法ということでは、ここでは少なくとも、後に言及する三つの用法が区別されねばならないであろうが、その点に関して私たちの多くが常に明晰であるということはないと思われる。そのことからどのような問題が生じるのか。三つの用法が混同される傾向があるということは、要するに、私たちの「行為の記述と評価と説明」をめぐる議論はもしかすると混乱しているのかも知れないということである。実際ヘレニズム期の議論は混乱していたように思われる（これについては後に触れる）。\*3

4 さて、行為者を評価する（つまり人を人として評価する）というのは、行為者（人）について様々な、行為者として（人として）の「よさ」「悪さ」を問題にすることであると言われよう。「行為者」というのは、「管理者」とか「主催者」とか「歩行者」というのとは異なる。それは結局は、一人一人の人のことであるとする以外にないと思われる。ところで、その一人一人の人の、人と

しての「よさ」「悪さ」を問題にすることというのは、人について何を問題にすることなのか。「正」「不正」「器用」「不器用」「親切」「不親切」、これらが人についての「よさ」「悪さ」であるとされよう。では、人についての「よさ」とか「悪さ」という問題（「徳の問題」）は、結局はそのような「正」「不正」等々の問題であるということであろうか。直ちにそうは言えないであろう。もしそう言うとすれば、それは私たちが、人についての「よさ」とか「悪さ」ということを、通常そのようなものとして了解しているということを示すに過ぎない。

人と行為について「よい」とか「よく」ということを言った場合に、それで人は一体何を言うことになるのか。あるいは、それで何を問題にすることになるのか。この問いは別にある。そして、それに答えようとすることが、「行為の記述と評価と説明」について考えることであると言ってもよい。しかし今は、それに答えることが問題なのではない。ここでは、人についての「よさ」とか「悪さ」という問題は当面「正」「不正」等々の問題であるとして置く。

この場合、人と行為についての記述と評価の論理は「規範性の論理」であると言えるかも知れない。だが、「記述と評価の問題」のすべてが「規範性の問題」であるということはない。それどころか、「規範性の問題」というのは「記述と評価の問題」の部分ではあるが、中心的な部分ではないと思われる。しかしここでは、「正」「不正」等々についての私たちの一般的な了解が問題であるから、「記述と評価の問題」についても「規範性の問題」を中心に考えることにする。つまり、「正」「不正」等々についての基準とか規範といったものが、一般的な了解として私たちにはあるということを専ら念頭に置くような仕方で、「記述と評価の問題」をここでは考えるということである。\*\*

## 2 行為の説明

1 私たちは「性格」の類に言及することによって行為を説明するということがある。しかし、「行為を説明する」というのは極めて複雑な営みであって、これ以外にも私たちは「行為を説明する」ということで日常以下のようなことをしていると考えられる（以下で述べる幾つかのことは、部分的に重なり合うと

ころがあると思われるが、今はその点は無視する)。

- (1) 行為の別の記述を与えることによって行為を説明する。例えば「行為の意図」とか「行為に於ける意図」に言及する仕方で別の記述を与える。しかし、それが説明になる（説明と見なされる）ためには一定の条件を充たす必要があると思われるが、今はその点には触れない。
- (2) 行為の「動機」を言うことによって行為を説明する。行為の「目的」を言うことも「意図」を言うことも「動機」を言うことの一つであろう。その他、過去の出来事に言及するとか、「友情」「親心」等に言及することも「動機」を言うこととされよう。<sup>\*\*</sup>
- (3) 行為の「目的」が何であるかを言う。しかし、「目的」という語の使用は一義的ではない。行為とは別の何か（「健康」「財産」「名譽」等）が「目的」とされることも、行為の別の記述が行為の「目的」を与えるとされることもある。<sup>\*6</sup>
- (4) 痛みとか怒り、恨み、嫉妬といった「感覚」「感情」の類に言及する。親切心とか猜疑心の類も同じようなものとされるかも知れない。
- (5) 「欲求」とか「欲望」あるいは「願い」とか「望み」の類に言及する。こういうものこそが行為を説明するのであると、或る人たちは言うかも知れない。
- (6) 行為者の「思い」とか「判断」を問題にする。とりわけ、個別の行為に関する「よい」「正しい」「美しい」「べき」「ねばならぬ」といったことについての「思い」「判断」を問題にする。
- (7) 行為者の「性格」「人格」あるいは「好み」「習性」「傾向」「性癖」等に言及する。
- (8) 行為者の「役割」「役職」「仕事」等に言及する。父親であるとか市民であるとか友人であるといったことも含めて考える。そうすると実は私たちのしている多くのことが、この類のものによって説明されることになるのかも知れない。
- (9) 「規則」とか「慣習」に言及する。つまり、そうするのが規則とか慣習

に従うことであることを言う。実際、私たちの日常の行為のかなりの部分が「規則とか慣習に従う」ことであると言えるのかも知れない。

これ以外にも、「弁解」とか「謝罪」として受け入れられるようなものも広く行為を説明するものの一つ言い得よう。また、上に挙げたものの中の或るものは「原因」とされ、或るものは「理由」とされるかも知れない。しかし、二つをどう区別するかということは、ここでは問題にしなくてよい。

2さて、上の(1)～(9)で言わたるものの中で、感覚とか感情というのはもちろんだが、性格とか人格の類も、先に言ったように「内的・心的なもの」と考えられがちである。あるいは、(3)の「目的」の一部（健康とか名譽の類）を別にすると、(1)～(7)で言わたったすべてが「内的・心的なもの」であるということになるのかも知れない。それに対して、(8)の役割とか役職、仕事はそうではないし、(9)の規則とか慣習もそうではないとされよう。

感覚とか感情、意図、欲望等々を「内的・心的なもの」とするのは、一つには、行為を「外的・身体的なもの」とするからであると考えられるが、もう一つには、役割とか仕事の類を何らか「外的なもの」とするからであると考えられる。——だが、単に「手を挙げる」とか「立っている」と記述されるものが行為なのではない。同時に「タクシーを止める」とか「待っている」と記述されるものが行為なのである。そして、このような行為者の意図に言及するような記述というものは、行為にとって非本質的であるということはないであろう。むしろ、私たちの行為というものは、はじめから「内的・心的なもの」と結びついている（というか、それ自身が「内的・心的なもの」としてある）と考えるべきであろう。行為を「外的・身体的なもの」と考える傾向は根深いが、それは「私自身」とか「私のこころ」というのを「思い」「判断」「感覚」「感情」「欲求」「欲望」等々といったものところで考えようとする傾向と一つになっていると考えられる。それを行為（言語行為を含む）のところで考えようと見てみると、何かが違ってくるかも知れない。\*\*

3 他方、性格とか人格の類は「内的・心的なもの」だが、役割とか仕事の方は「外的なもの」であるとすることについてはどうか。——確かに、例えはこの私が「市民である」とか「教師である」とか「長男である」というようなことと、私がそのような「市民である」とか「教師である」とか「長男である」というのではなくて「私である」ということとは、はっきり区別しなければならないことであろう。だから、性格とか人格ということで私が私であるというようなことを考えようとするのであれば、その場合には、性格とか人格の類と役割とか仕事の類とは区別しなければならないということになる。だが、或る場合にはそうではないかも知れない。性格とか人格の類を、役割とか仕事の類と同じように「外的」としてよい場合があるのではないか。通常言われる「徳（アレティー）」というのは、そのようなものであると思われる。<sup>\*8</sup>

上で言ったように、「徳」を性格の類と同じように（あるいは性格そのものとして）「内的・心的なもの」とする傾向が私たちにはある。そして、そう考えるのは、一方ではごく自然なことのようにも思われるが、他方では決してそうではない。それを役割とか役職、仕事の類と同じようなものとしてはならない理由というのは一体何か。

例えば、「そうするのが市民の勤めだから」と言って「勇気ある」行為をする人というのは、少なくとも想像可能ではないか。そして、その人に「勇気ある」その行為をさせたものが実際に何かそのようなものである（つまり役割とか仕事に似た何かである）ということもあり得るのではないか。それとも、このような人の場合には、その人の行為について「勇気ある」とは言えないであろうか。そういうことはないと思われる。その人の行為を「勇気ある」と言って賞賛するのは第三者であって、行為者本人ではない。行為者本人は、自分が「勇気ある」行為をした（とかする）と思う必要は全くない。その人は「勇気ある」とされるその行為を「そうすべきである」とか「そうしなければならない」と思ってそうしたというのであれば、それで十分であろう。そういうことだとすれば、「市民の勤めだから」と言ってそうしたという人の場合も、その人の行為について同じように「勇気ある」と言ってよいのではないか（むしろ、このような場合というのは多いのではないか）。

もちろん、行為者の「下心」なるものを第三者が見抜けないということはあるから、或る人の行為を「勇気ある」行為として賞賛して、それが実は誤りであるということも、当然あり得る。だが、このことは「徳」が「内的・心的なもの」であることを示すものではないと思われる。むしろ、このような場合の「徳」というものは何らか「外的なもの」であるからこそ、それを第三者が見誤るということも一方ではあるが、他方では行為者が例えば「正義」を装う者であることを第三者が見破ることもあると言えるのではないか。しかし、このことは「徳」を仕事の類と同じ意味で「外的なもの」と考えることとは別のことであろう。性格についても「見誤る」とか「見破る」ということがあるからそういう意味では性格も何らか「外的なもの」と言いうるが、それは仕事の類が「外的」とされるのとは別の意味でそう言い得るということであると考えられる。<sup>\*9</sup>

### 3 副詞の用法

1 しかし、「勇気」とか「節度」と言われると、そういうものは役割とか仕事の類と同じようなものとはどうしても考えにくいと言われるかも知れない。それなら、「男の徳」「女の徳」というのはどうか。もしそういうようなものが何かあるとしたら、それは役割とか仕事のようなものとしてあると考えることもそう難しくはないと思われる。だが、そういうものについても私たちは「内的・心的なもの」と考えたがる。そして、それには何か以下に述べるような事情があると思われる。<sup>\*10</sup>

私たちは「徳に関わる副詞」の或る用法（例えば「テアイテスは思慮深くも自分が知らないことを知っているとは言わなかった」に於ける「思慮深くも」の用法）を、一方では「注意深く」とか「用心深く」の用法と混同する根深い傾向があると同時に、他方では「不思議そうに」とか「意味ありげに」の用法と混同する根深い傾向があると言えるように思われる。

「思慮深くも」は、「注意深く」とか「用心深く」とは違って、行為と行為者に対する第三者の何らか評価的な態度を言うものであって、行為に対する行為

者自身の（必ずしも評価的ではない）態度を言うものではないと考えられる。前者の場合、第三者である話者は、「その行為は思慮深い」と言っていると先ず考えられるが、それだけではなくて、同時に「その行為をすることに於てその行為をした行為者は思慮深い」とも言っていると考えられる。だが、それによって言われているのは、第三者である話者の（行為と行為者に対する）評価的な態度とかコメントであって、行為者自身の行為に対するそれではないと言えよう。それに対して後者の場合は話者の態度が言われているのではなくて、その行為をすることに於ける行為者自身の行為に対する態度が言われていると考えられる。

他方、「不思議そうに」とか「意味ありげに」というのは、第三者である話者の（行為と行為者に対する評価的な）態度を言うものではもちろんないが、行為に対する行為者自身の態度を言うものでもないと考えられる。そうではなくて、例えば「意味ありげにうなづく」の「意味ありげに」というのは、「うなづく」と記述される行為のいわば表情とか風情といったものを付け加えて記述していると考えるべきであろう（「行為者の表情を記述している」のでは決してない）。「うなづく」という行為は、「弱々しく」「かすかに」「ひそかに」等々、色々な仕方で為され得る。「意味ありげに」もその「色々な仕方」の中の一つであると考えるべきである。

2 ところで、例えば「歩き回る」と記述される行為を、或る場合には「偉そうに」（「偉そうに」も「不思議そうに」とか「意味ありげに」と同じように行為の為され方を言うと考えられる）、或る場合には「用心深く」為すということはある（しかし、「偉そうに」と「用心深く」の用法は異なる）。他方で、「思慮深く」行為するということがある。だが、「思慮深く」行為するかどうかというのは、例えば「歩き回る」（と記述される）行為を「偉そうに」するか、「用心深く」するか、それとも「思慮深く」するかというようなことではない。「思慮深く」行為するかどうかということで問題なのは、そもそも「歩き回る」というようなことをするのかどうかということ、つまり何をするのかということであると思われる。しかし、このことは容易に見失われる。\*\*

それは、要するに、私たちが「偉そうに」とか「用心深く」とか「思慮深く」を区別できないからであるが、他方で、例えば「思慮深く」かどうかということで問題なのは行為の「為され方」であって、しかもその「為され方」ということで問題なのは行為者の行為に対する態度であると思わせる何かがあるとも言えるように思われる。——そもそも私たちは「行為者の行為に対する態度」というのがよく分かっていない。

今、或る人が「歩き回っている」(そのように記述されるそういう行為をしている)とする。そしてその人は、同時にそうすることを「楽しんでいる」ものとする。「楽しんでいる」は、「意図している」がそうではないように、それ自体が('歩き回っている'と記述される行為とは別の)一つの行為の記述であるというのではない。「歩き回っている」と記述される行為とは別に、それとは独立に、「楽しんでいる」とか「意図している」と記述されるもう一つの行為があるというのではない。もし「楽しんでいる」とか「意図している」を行為の記述としたいのであれば、それらを「歩き回っている」と記述される行為とは別の行為の記述とすることはできないから、「歩き回っている」「楽しんでいる」「意図している」は同じ一つの行為の別の記述とする以外にないであろう。しかし実際には、「楽しんでいる」「意図している」は、('歩き回っている'がそうしているように)「行為を記述している」のではない。これらは('用心深く'とか'注意深く'がそうであるように)、行為者がその('歩き回っている'と記述される)行為をすることに於て、その行為に対してどのようにあるか(どのような関係にあるか、どのような態度をとっているか)を言っている。そして、このような「行為者の行為に対する態度」の多くは、「用心深く」のような行為文と共に用いられる('行為文の中で'とは言えない)副詞的表現によって言われると考えられる。「楽しく」「喜んで」「故意に」「慎重に」等がそうである。

「思慮深く」等はこれらとは異なる。だが、「思慮深く」等についてもこれらと同じように考えることができるのでないかと思われるかも知れない。「思慮深く」等も行為文と共に(この場合も「行為文の中で」とは言えない)用いられて、この場合は行為及び行為者に対する(第三者である)話者の評価的な

態度を表わすと考えられる。しかし、それだけではなくて、「思慮深く」等は同時に、行為と行為者の関係についても何らか言及するものであると考えられる。その上更に、この場合も「行為者の行為に対する態度」こそが問題であると思わせる、次に述べるような事情がある。

行為の記述・評価・説明（両部）

3 「思慮深く」等が行為と行為者の関係について言っているのは、一つには行為者が「思慮深い」とされるのは「思慮深い」とされるその行為をすることに於てである（「思慮深い」とされる行為をする限りに於て行為者は「思慮深い」者であり得る）ということであるが、もう一つには、その「思慮深い」とされる行為の「原因」は行為者の「思慮深さ」にあるということである。「思慮深い」行為の「原因」とされるその「思慮深さ」というのは、それが何であれ（1）それは行為者に「思慮深い」行為をさせる何かであって、（2）しかも行為者がそれによって「思慮深い」行為者であるそういう何かである。——「思慮深さ」の場合はもちろん、それを「役割」とか「仕事」のようなものと考えることが、はじめから難しい。だが、これは「思慮」が問題になる「思慮深さ」等に限ってそうだということかも知れない。他のものの場合には「習性」とか「習慣」とか何かそういったものが問題になるような仕方で、一定のことをすることができるということが要求されるだけであるが、この場合はそうではないと言わなければならないように思われるからである。しかし、この問題についてはここではこれ以上論じない。<sup>\*12</sup>

それはそうとして、行為者は自分の行為について、それが例えば「勇気ある」行為であると（そのように「記述」ないし「評価」される行為であると）知っている必要は全くない。——アリストテレスは、周知のように、「徳」を持つ者であるということにとって「知っている」ということはほとんど意味を持たないと言っているが（『ニコマコス倫理学』第2巻第4章）、行為者は（「徳」を持つ者であるためには）、少なくとも次の二つのことを知っているのでなければならない。（1）先ず第一に、行為者は自分の行為が、その記述に基づいて「勇気ある」と（第三者によって）評価されることになるそういう記述のもとで、自分が何をすることになるのかということを知っているのでなければなら

ない。(2) 次に、それが（アリストテレスの言い方では）「美しい」行為であるということ（あるいは「そうしなければならない」とか「そうすべきである」ということ）を知っているのでなければならない。<sup>\*13</sup>

そして、この(2)は、行為者はその行為を、行為の結果として得られる名誉とか財産のためにするのではなくて、それ自体のためにするのであるとか、そうしなければならないと思ってするのであるというような、行為者の行為に対する態度が問題であるということを言っているのであるとされよう（アリストテレスは「行為それ自体のために」ということを強調する）。——上の(1)と(2)は共に、行為者はどのような記述（あるいは評価）のもとで、自分のすることが何であるかを知っていなければならぬかを問題にしている。そして、行為者は(1)と(2)に言われているような記述のもとで、自分がすること・していることを（自分はそういうことをしているのだと）知っていてそうするのだから、もちろん行為者はこの場合、意図的にそうしているということになる。そういうことが問題になるという意味で、(1)と(2)は共に「行為者の行為に対する態度」を問題にしていると言ってもよいかも知れない。

しかし、(1)とか(2)というのは、或る行為が例えば「勇気ある」行為とされるための条件を述べたものである。条件を述べたものであって、「勇気」の何であるか、「徳」の何であるかを述べたものではない。だが、「勇気ある」ということで（要するに「徳」ということで）このような「行為者の行為に対する態度」が強調されることから、「徳」が「内的・心的なもの」とされ、「勇敢にも」の類が「注意深く」と混同されるということが生じるのではないか。というのも、私たちはそういう（「行為者の行為に対する態度」とここで言っている）ものこそが、「内的・心的なもの」であると思っているからである。——「徳」ということで問題なのは（重要なのは）そういう「態度」である（「態度」こそが問題なのであって、行為が結果として実現されるかどうかということは実は問題ではないと言われることすらあるかも知れない）。そして、そういう「態度」というのは、何よりも「内的・心的なもの」である。このように考えるとすれば、「徳」は「内的・心的なもの」であるとする以外にないであろう。<sup>\*14</sup>

4 「徳」に関する以上のような議論は、人（行為者）と行為の評価についての一つの論理（私が「三人称の論理」と呼ぶもの）に関わるそれである。しかし、「行為の記述と評価と説明」という問題の中心が、以上のような「徳」及び「人と行為の評価」をめぐる議論にあるということではない。このような議論の場合には、行為と行為者について言われる「よい」とか「よく」をめぐる問題の実質は、実のところは既に終わっていると考えられる（要するに、「徳とは何か」という問い合わせここにはないからである）。だが、そうではない仕方で、つまり人と行為について言われる「よい」とか「よく」をめぐって何らか実質を伴う仕方で議論をするというのは、実はひどく難しい。私たちにとって私たち自身についての日常の了解を問題にするということ以上に難しいことはないと思われる。<sup>\*15</sup>

## 註

\* 1 「徳」を「内的・心的なもの」とすることについては、例えば J. Annas, *The Morality of Happiness*, Oxford : Oxford University Press, 1993, 405-30 参照。また、「徳」を「性格」と考えることについては、N. Sherman, *The Fabric of Character*, Oxford : Oxford University Press, 1989, 176-90 参照。

\* 2 「人格」は'personality'の訳語として造語された。近代の行為論に於て「人格」とは何であったかに関しては、魚津郁夫「人格について」、熊本大学文学会『文学部論叢』2, 1980, 38-56 参照。また、C. Gill ed., *The Person and the Human Mind : Issues in Ancient and Modern Philosophy*, Oxford : Oxford University Press, 1990, 2-12 参照。

私は魚津先生から学の内外を問わず、また事の表裏を問わず、多くのことを学んできたと思うが、これまでそのことを言う機会がなかった。この機会に、感謝の意を表したい。

\* 3 「副詞の用法」に関しては、拙著『行為と価値の哲学』(九州大学出版会), 1995, 15-55 (第1章「行為と副詞」) 参照。以下で「副詞」という場合には、「副詞の表現」を含むものとする。

\* 4 「記述と評価」については、前掲拙著『行為と価値の哲学』, 57-83 (第2章「行為の真と善」) 参照。

\* 5 「動機」については、G.E.M. Anscombe, *Intention*, Oxford : Blackwell, 1957, 17-23 参照。

\* 6 「目的」については、前掲拙著『行為と価値の哲学』, 107-48 (第4章「三人称の論理」) 参照。

\* 7 この問題に関しては、G.E.M. Anscombe, *The First Person*, in S. Guttenplan ed., *Mind and Language*, Oxford : Oxford University Press, 1975, 45-65 ; and

- in Anscombe, *The Collected Papers Vol.II: Metaphysics and the Philosophy of Mind*, Oxford : Blackwell, 1981, 21–36 参照。
- \*8 「徳」をこのようなものとすることについては、周知の Epictetus, *Dissertationes*, Teubner ed., 1916, 2.10.1–12 ; Cicero, *De Officiis*, Teubner ed., 1949, 1.110–7 等参照。
- \*9 プラトン『国家』Ⅱ巻冒頭でのグラウコンの想定(360e1–361d3)は、一方では「正義」を装う者を「見破る」ことができない、他方では実際に正しい人を不正な人と「見誤る」というものであるが、この場合に「見破る」とか「見誤る」ということで問題なのは、一つには、その人がどういう人であるかをよく知っているかそれとも知らないかということであろう（そして、その人をよく知るために、その人が何をするかをよく見なければならない）。もう一つには、「正義」とは何かをよく知らないということであろう。
- \*10 「男の徳」「女の徳」については、プラトン『メノン』71e1–72a5 参照。
- \*11 Stobaeus, SVF 3.501 にある '*phronimôs peripatein*' というのは 'walking about prudently' (A.A. Long and D.N. Sedley, *The Hellenistic Philosophers Vol.I*, Cambridge : Cambridge University Press, 1987, 363, 366) であろうか。'walking about' に対して 'walking about prudently' が何を言うのであれ、何故（前者はそうではなくて）後者は 'right action' ののか。
- \*12 「習性」「習慣」が問題になるだけということに関しては、『パайдン』82a10–b3 参照。
- \*13 『ニコマコス倫理学』第2巻第4章 1105a34–b5 参照。
- \*14 「態度」が問題とされる場合（ストア派に関して）については、J. Annas, 前掲書 398–403 参照。また、Annas, *Hellenistic Philosophy of Mind*, Berkeley : University of California Press, 1992, 98–101 参照。
- \*15 「北海道大学西洋古典研究会」(1995.10)での研究発表・討論の際、出席された方々から数多くの有益な示唆を頂いた。上で述べたことに何か少しでも意味があると思えるようなところがあるとしたら、それはそのときに頂いた示唆に従って私がその分だけ少しほのを考へることができたからである。熱心に議論の相手をして下さった出席者の方々に、改めて感謝したい。